

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税の徴収及び滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、地方税の徴収及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

宇都宮市長

## 公表日

令和7年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収及び滞納整理事務
②事務の概要	<p>地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、宇都宮市税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が市民、納税者に対して公正・公平な徴収事務を行い、また、市民、納税者の正しい権利を保障するため、市民、納税者に関する徴収に必要な情報を正確に把握し、適正な滞納整理事務を執行する。</p> <p>① 市指定金融機関等から送付される領収済通知書やコンビニ収納代行業者等からの収納情報により、納税者から納付書等により納付があったことを確認            ② 納付額が課税額より多い場合は、超過額を還付し、納税者へ過誤納還付通知書を送付            ③ 納期限までに納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を発送            ④ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納処分を実施            ⑤ 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他自治体等にも実態調査を実施            ⑥ 納税者からの申請により、収納情報に基づく納付書の再発行、納税証明書などの発行</p>
③システムの名称	<p>① 市税システム(収納管理)            ② 市税システム(税宛名管理)            ③ 滞納整理支援システム            ④ 共通基盤システム(庁内連携システム)            ⑤ 団体内統合宛名システム            ⑥ 市税システム(課税)            ⑦ 中間サーバ            ⑧ 地方税ポータルシステム(eLTAX)            ⑨ 住民基本台帳ネットワークシステム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)            (平成25年5月31日法律第27号)            ・第9条第1項 別表の24の項            ・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	(情報照会)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	理財部 納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 納税課 電話番号:028-632-2189
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 納税課 電話番号:028-632-2189
⑨ 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[ ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [            ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</li> <li>・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</li> <li>・複数人での確認による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。</li> </ul>

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 栃木 邦雄	納税課長 塩田 寿美恵	事前	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/1/1	2017/7/1	事後	しいき値判断に変更なし
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/1/1	2017/7/1	事後	しいき値判断に変更なし
令和1年11月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	① 税オンラインシステム(収納・滞納) ② 税共通宛名システム	① 市税システム(収納管理) ② 税宛名管理システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	収納・滞納管理ファイル	収納情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	納税課長 塩田 寿美恵	納税課長	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 特定個人情報保護評価書の様式変更
令和1年11月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	しいき値判断に変更なし
令和1年11月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	しいき値判断に変更なし
令和1年11月19日	IVリスク対策	記載なし	特定個人情報保護評価書の様式変更に伴いIVリスク対策を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 特定個人情報保護評価書の様式変更
令和7年4月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②税宛名管理システム	②市税システム(税宛名管理) ⑥市税システム(課税) ⑦中間サーバ ⑧地方税ポータルシステム(eLTAX) ⑨住民基本台帳ネットワークシステム	事前	情報連携運用開始に伴う変更
令和7年4月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第9条第1項 別表第一の16の項 ・第9条第1項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・第9条第1項 別表の24の項 ・第9条第1項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令等の改正による
令和7年4月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報連携運用開始に伴う変更
令和7年4月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事前	情報連携運用開始に伴う変更
令和7年4月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	しいき値判断に変更なし
令和7年4月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	しいき値判断に変更なし
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	特定個人情報保護評価書の様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	記載なし	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事前	特定個人情報保護評価書の様式変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	【○】全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	特定個人情報保護評価書の様式変更